

大切なお知らせ 町民生活課からのお知らせについて

臨時福祉給付金

消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、低所得の方に対して臨時的な措置として給付金が支給されます。

【支給対象者】

平成28年1月1日に鬼北町に住民登録がある方で、平成28年度分町県民税(均等割)が課税されていない方。

ただし、町県民税が課税されている方の扶養親族等(※)や、生活保護を受けている方などは対象外です。

※扶養親族等とは、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族(16歳未満の年少者含む)、青色申告専従者および事業専従者です。

【支給金額】

支給対象者1人につき、3,000円

年金生活者等支援臨時福祉給付金 (障害・遺族年金受給者向け)

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵がおよびにくい所得の少ない障害年金・遺族年金受給者の方を支援するため、障害・遺族年金受給者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)が支給されます。

【支給対象者】

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している方(高齢者向け給付金の受給者は除きます)

【支給金額】

支給対象者1人につき、30,000円

【申請期間】 平成28年9月1日から平成28年11月30日まで

【支給開始時期】 平成28年10月から支給予定です

【申請窓口】 役場 町民生活課 生活支援係および日吉支所

【申請手続】 申請書により期間内に窓口で申請してください。

なお、支給対象者となる方については、9月1日までに申請書を郵送することとしています。給付金の支給対象者と思われるにも関わらず申請書が届かない場合は、お問い合わせください。

【問い合わせ】 役場 町民生活課 生活支援係 内線 2118・2119

臨時福祉給付金をよそおった 振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

臨時福祉給付金に関して、ATM(銀行やコンビニエンスストアなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。また、臨時福祉給付金を支給するために、手数料などの振込をお願いすることは絶対にありません。

不審な電話や不審な郵便物が届いた場合には、迷わず110番または所轄の警察署にご連絡ください。

◆鬼北交番 ☎0895-45-1144

◆宇和島警察署 ☎0895-22-0110